

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

〈平成18年4月施行〉

(1) 第1号保険料の見直し

① 設定方法の見直し

- ・新第2段階（年金収入が概ね基礎年金以下など）の創設と保険料負担の軽減

② 徴収方法の見直し

- ・特別徴収の対象となる年金を遺族年金、障害年金に拡大。
- ・普通徴収における生活保護からの代理納付、収納の私人委託（コンビニ委託等）

(2) 市町村の保険者機能の強化

○都道府県知事の事業者指定に当たり市町村長の関与を強化する。

○市町村長の事業所への調査権限を強化する。

(3) 要介護認定の見直し

○委託調査の適正化（申請者の入所している施設への委託の禁止等）

○代行申請の適正化（初回認定時の代行申請の範囲の限定等）

(4) 介護サービスの適正化・効率化

○平成18年4月に予定されている介護報酬の改定等において対応。

Ⅱ. 介護サービス基盤の在り方の見直し

○ 地域介護・福祉空間整備等交付金（仮称）の創設 〈平成17年4月施行〉

(1) 市町村整備交付金（市町村対象）

○市町村内の生活圏域を単位として、地域密着型サービス拠点、介護予防拠点等の整備を内容として市町村が定める市町村整備計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、市町村に対して交付金を交付する。

（対象となる事業）

地域密着型サービス拠点、介護予防拠点、地域包括支援センターなど

(2) 施設環境改善交付金（都道府県対象）

○特別養護老人ホーム等の整備や既存施設の個室・ユニット化等を内容として都道府県が定める施設環境改善計画が、国が定める基本方針に照らして適当なときは、都道府県に対して交付金を交付する。

（対象となる事業）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム など

障害保健福祉施策の抜本的な見直し

障害保健福祉施策については、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、

- ① 障害保健福祉施策の総合化
- ② 自立支援型システムへの転換
- ③ 制度の持続可能性の確保

といった視点から、制度の抜本的な見直しを行い、現行の制度的な課題の解決を図るとともに、新たな障害保健福祉施策体系を構築する。

見直しの主なポイント

1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1)利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2)国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

17年度予算案に盛り込んだ主な見直し関連事項

○ 障害者の自立支援のための居宅生活支援サービス等の充実

3,887億円

障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、居宅生活支援サービスの推進を図る。

居宅生活支援費 602億円 → 930億円 (328億円増)

○ 障害に係る医療の給付（公費負担医療）

740億円

精神障害者通院公費、更生医療、育成医療の良質かつ適切な医療の効果的な提供

※福祉サービス及び公費負担医療に関する利用者負担の見直し

- ・在宅と施設のバランスの観点から、食費等の実費は利用者の負担とする。
- ・障害者個人を給付対象とする福祉サービス及び公費負担医療に係る利用者の負担は、サービスの量・医療費と所得に応じた負担とする。
- ・公費負担医療については、対象者の重点化を図る。
- ・負担の激変を緩和するため、食費等の実費負担や福祉サービス及び公費負担医療に係る利用者負担について、適切な経過措置を講じる。

※国の財政責任の明確化

- ・市町村が実施し、障害者個人を給付対象とする福祉サービス等の費用について、在宅サービス、施設サービスを通じて、国が義務的に負担する仕組みに改める。

○ 障害者の就労支援の推進

108億円

障害者就業・生活支援センターの増、小規模作業所の育成等と就労支援の推進等を図る。

○ 障害者の社会参加等の推進

276億円

○ 発達障害に対する支援

7億円

平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」（平成17年4月施行）を推進するためのモデル事業の実施や、自閉症・発達障害者支援センターの拡充を図る。

関連する法整備

次期通常国会に、予算関連法案として「障害者自立支援給付法（仮称）」を提出。

実施時期

- 利用者負担の見直しに関する事項のうち公費負担医療にかかるもの 17年10月
- 国等の負担（義務的負担化）に関する事項及び利用者負担の見直しに関する事項のうち福祉サービスにかかるもの 18年1月
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項 18年10月